

様式第4号

平成19年度 第1回
桐生市公共工事等入札監視委員会審議概要

開催期日	平成19年7月4日(水)
開催場所	桐生市役所 特別会議室
出席委員	<p>委員長 白田佳充(弁護士)</p> <p>委員長代理 辻幸和(大学教授)</p> <p>委員 市川孝江(税理士)</p>
市側出席者	総務部長、建設部長、都市計画部長、契約管財課長他15名
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告</p> <p>今回の抽出当番委員である白田委員長から次のとおり抽出結果の報告が行われた。</p> <p>(抽出結果報告)</p> <p>(1)平成18年度下半期に発注した工事201件、測量・コンサルタント等の委託32件の中から8件を抽出し、審議の優先順位を付した。</p> <p>(2)今回の抽出は、担当課や契約金額などを考慮することなく、アランダム(無作為)に8件の抽出を行ってみた。</p> <p>2. 抽出事案の審議</p> <p>前回の指摘事項となっていた、これまでの2年半に及ぶ委員会の審議結果に対する市の取り組みについて事務局で説明した後、今回抽出された平成18年度下半期発注の工事、測量・コンサルタント等の委託について、8件の審議を行った。審議概要は、下記のとおり。</p> <p>3. 次回の定例会議の抽出当番委員について</p> <p>市川委員が抽出することとなった。</p> <p>4. その他</p> <p>(1)次回会議は、平成19年12月初旬に開催することを目途とし、市議会の開</p>

	催日程等が確定してから今後事務局で調整することとなった。	
審議概要	委員からの意見・質問	市側の回答
	<p><これまでの審議に対する市の取り組みについて></p> <p>* 委員からの指摘は、大きくは4点あるものと考えており、その4点について説明した。</p> <p>①随意契約の透明性について</p> <p>②契約変更が多いことについて</p> <p>③予定価格や最低制限価格の事前公表が競争性を失わせると考えられることについて</p>	<p><事務局説明></p> <p>現在、1社随意契約を実施する場合には、随意契約理由書を稟議書(上司への工事実施についての伺い書)に添付させ、随意契約の必要性と業者選定理由の二点について、きちんと文章化し説明責任が果たせるようにしている。</p> <p><事務局説明></p> <p>地中で輻輳(管が一箇所に込み合っている状態)している水道管やガス管の状況は、実際に掘ってみないとわからないという状況や、地元住民の協力のもとに実施しているため、工事の途中で、住民要望を取り入れる状況がある。</p> <p>ただし、ご指摘のとおり、契約変更は当初の設計に問題がなかったのかと問われることとなるので、今後、担当各課をまじえて「契約変更の基準」等、ルールづくりを検討したい。</p> <p><事務局説明></p> <p>国土交通省の調べでは、全国の市区町村の状況で、予定価格の事前公表が全体の54.1%、最低制限価格の事前公表が全体の19.5%となっており、いずれも前年を上回っている。</p> <p>事前公表も含めて、入札制度には完璧なものはないので、近隣市町村の状況等</p>

	<p>④指名業者数が少なすぎるのではないかという点について</p> <p><抽出案件></p> <p>1. 桐生市公設地方卸売市場場内埋設ガス管改修工事 (入札方式:1社随意契約、発注担当課:建築住宅課、契約金額:4,693,500円)</p> <p><委員></p> <p>最低制限価格が3,021,000円となっているが、この価格でも工事ができるのか。</p> <p><委員></p> <p>最低制限価格は、どうやって計算したのか。</p> <p><委員></p> <p>予定価格と落札価格が4万円程度しか変わらない状況については、どう考えているか。</p> <p><委員></p> <p>一般競争であれば、もっと安く落札したのではないか。</p>	<p>を見ながら、今後、改善すべきものは改善していきたい。</p> <p><事務局説明></p> <p>今年の4月から工事のAランク業者を対象に、電子入札を実施している。今後、順次、電子入札の幅を広げていく。</p> <p>電子入札であれば、指名業者は何社でも入れて実施することが簡単にできるので、数年内にはこうした問題は解消されるものと考えている。</p> <p><事務局></p> <p>利益を考えなければ工事は可能とは思いますが、現実には、厳しいものと考えている。</p> <p><事務局></p> <p>最低制限価格は、不良工事が行われないための目安として設定しているため、定率で設定している。</p> <p><事務局></p> <p>ガス事業者の場合は、経済産業省から認可を受ける際の歩掛り(標準単価)を利用しているためと考えられる。</p> <p><事務局></p> <p>ガス事業法により、限られた業者しか工事はできない。このため、1社随意契約の場合には予定価格は公表していないが、ガス事業者の場合には市と同様の積算結果となることが多い。</p>
--	--	--

	<p><委員> 予定価格の予測ができるものを1社随意契約で行うのは疑問を感じる。市内業者育成という視点はわかるが、市内唯一の業者といえども、こうした状況の場合には、何らかの検討は必要であると思う。</p> <p>2. 増設沈砂地沈砂掻揚機修繕 (入札方式:指名競争入札、発注担当課:境野水処理センター、契約金額:26,775,000円)</p> <p><委員> 1社が失格となっているが、その理由は何か。</p> <p><委員> 耐用年数を過ぎた機械の修繕ということだが、耐用年数に対する考え方は、いろいろあるので、工事概要の説明を行う際に、そのことをあまり前面に出さないほうがよいと思う。</p> <p><委員> 落札率が85%という結果は、業者が努力したのか。こうした原因を研究しているか。</p> <p><委員> 入札参加業者は、境野水処理センターでの工事实績で選んでいるようだが、新規業者は参入できないのか。</p>	<p><事務局> 辞退が出された。ただし、書類が入札後に届いたため、失格となった。</p> <p><事務局> 耐用年数は、業者が示している数字ではなく、国土交通省の下水道事業の手引きにのっとっている数字である。</p> <p><事務局> 落札業者は、下水処理施設の運転管理を行っている業者。受注意欲の表れではないかと考えている。 設計金額は、国や県の設計金額を参考に設計している。落札金額が安い場合には、安全管理面に気をつけている。</p> <p><事務局> 新規業者を参入させる場合には、境野水処理センター以外での工事实績を検討して入れることとなる。</p>
--	--	---

	<p>3. 舗装道補修工事 (入札方式:指名競争入札、発注担当課:土木課、契約金額:3,024,000円)</p> <p><委員> 業者ランクが舗装のB等級とは、どういう意味か。</p> <p><委員> 舗装は発注金額の高さと工事の質の良し悪しは別ではないか。業者選定を行う理由はなぜか。</p> <p>4. 中通り大橋線・街路築造(第3工区)工事 (入札方式:条件付き一般競争入札、発注担当課:都市整備課、契約金額:71,925,000円)</p> <p><委員> 設計変更があるが、公告の中には入っていない。公告での工事概要に転落防止柵の設置はないと思うが。</p> <p><委員> 設計変更の金額は、請負金額の1.4%と、大きな額ではないが、安</p>	<p><事務局> 舗装業種の登録をしている業者の中で、Bランクとなっている業者を指す。土木、建築、電気、管、舗装の5業種には業者ランクをつけ、設計金額に応じて、各ランク業者へ発注している。ランクはA、B、Cの3ランクある。</p> <p>今回、Bランク業者から選定したのは、設計金額が300万円以上800万円以下のためである。同じレベルの業者を機会均等の選定ができるようにランクづけをしている。</p> <p><事務局> 単に施工能力がないからランク別に分けるというのではなく、経営状況や工事実績等を加味して、業者の実状にあわせた形で一定の区分けをしている。</p> <p><事務局> 公告の時点では単管パイプでの転落防止柵を予定していた。しかし、住民要望が強いため、フェンスによる転落防止柵を設置することとした。</p> <p><事務局> 現場をよく見ればどうだったか、周辺住民の要望はどうだったのか、反省すべき</p>
--	---	---

	<p>易に設計変更を行うことでは説明がつかないと思う。</p> <p><委員></p> <p>一般競争入札で競争した割には、落札率が高い。もう少し安くなってもいいと思うが。</p> <p>5. 流域関連公共下水道事業・私道枝線管渠築造工事 (入札方式:指名競争入札、発注担当課:下水道課、契約金額:3,932,250円)</p> <p>本件については、3月〇日に協議のうえ、契約解除となった。</p> <p><委員></p> <p>契約解除後は、どうするのか。</p> <p><委員></p> <p>契約解除と最低制限価格での入札とは関係があるのか。</p> <p><委員></p> <p>最低制限価格での入札の事例はどのくらいあるのか。</p> <p><委員></p> <p>予定価格の67%で工事はできるのか。</p> <p><委員></p> <p>協議が3月まで長引いた理由は、なぜか。</p>	<p>点はある。</p> <p><事務局></p> <p>予定価格を事前公表しているので業者が積算をする際に、ある程度の目安にはなっているとは思う。</p> <p><事務局></p> <p>設計を変えて、再度発注することとなる。</p> <p><事務局></p> <p>業者が微妙な積算をしているので、トラブルに従業員を巻き込みたくないなどの考えがあったのではないかと思う。</p> <p><事務局></p> <p>年間数例ある。</p> <p><事務局></p> <p>業者側の考え方もあると思うが、市職員も現場に立ち合わせるので、手抜き等は難しいものと考えている。</p> <p><事務局></p> <p>搬入路に関して、地権者との交渉がうまくいかなかった。市でも地権者と交渉し、努力したがよい結果が得られなかった。</p>
--	--	--

	<p><委員> 前払金は、どうなったか。</p> <p><委員> 再度、発注するというが、住民の要求はクリアされたのか。</p> <p>6. 流域関連公共下水道事業広沢川八号雨水幹線築造工事(2工区) (入札方式:条件付き一般競争入札、発注担当課:下水道課、契約金額:29,400,000円)</p> <p><委員> この案件も設計変更がされているが、公告の段階では分からなかったのか。</p> <p><委員> 変更契約が高額となるものは、他の入札参加業者からクレームがつかないか。</p> <p>7. 桐生市道路台帳整備業務委託 (入札方式:指名競争入札、発注担当課:管理課、契約金額:7,695,450円)</p> <p><委員> 最低制限価格での落札となって</p>	<p><事務局> 前払金はない。</p> <p><事務局> 新たな設計には、騒音対策費や事前調査費を計上し、地質調査等を行う。下水道工事の場合、通常は事前に地質調査等を行うが、今回は、そこまでの規模の工事ではなかったため、行わなかった。</p> <p><事務局> 当初は、水路が深いためフェンスでの安全策を考えていたが、地元住民の要望に基づき、フタをすることとした。 該当する土地の売買契約が、12月4日(工事契約は10月31日)で、事前に了解は得ていたが、売買契約の締結までの間に要望が出された。</p> <p><事務局> 特には聞いていない。</p> <p><事務局> 委託の場合には、材料費等がいらぬ</p>
--	--	---

	<p>いるが、最低制限価格がもっと低かったら落札価格も下がっていた可能性はあるか。</p> <p><委員> 委託した結果の成果は、どうであったか。</p> <p>8. (仮称)桐生西消防署建設設計業務委託 (入札方式: 1社随意契約、発注担当課: 建築住宅課、契約金額: 17,010,000 円)</p> <p><委員> 請負業者が、協同組合で県内に1社しかないから随意契約としているが、全国的な業者を参加させればコストダウンにつながるのではないか。</p> <p><委員> 設計金額と落札金額が4万円の差しかない。もう少し努力してもらえないのであれば競争入札にすることとはできないか。</p> <p><委員> 設計を実際に担当した設計事務所を教えてください。</p>	<p>ので、人件費が主要な要素となる。業者の企業努力の結果なので、なんとも言えない。</p> <p><事務局> 審査して合格のうえ、成果品を受け取った。</p> <p><事務局> 協同組合の場合には、加入している組合員の中で、基本設計は前橋市内の大手の業者が行い、実施設計では桐生市内の業者が参画できる。 今回の設計では、市内業者7社が設計に参加した。市内の設計事務所は従業員が1人から3人という規模であり、こうした委託業務を1社での受注は困難な中で、地元企業育成という面を考えている。</p> <p><事務局> 1社随意契約では、予定価格は公表していない。これまで、耐震補強設計でも協同組合に依頼しているが、落札率は89%、70%、92%、95%、98%といろいろである。努力はしているものと考えている。</p> <p><事務局> 本体の設計は〇〇、構造設計は〇〇、設備設計は〇〇、付属建物の設計は〇〇、解体工事設計は〇〇、外構工</p>
--	---	--

		<p>事設計は〇〇、基本設計は〇〇で、ここが監修を行っている。</p>
--	--	-------------------------------------